

○府中市立図書館条例

昭和39年 4 月 1 日

条例第12号

改正	昭和41年12月27日条例第27号	昭和44年 3 月31日条例第13号
	昭和46年 3 月31日条例第12号	昭和47年 3 月29日条例第 4 号
	昭和48年 3 月31日条例第 7 号	昭和48年 6 月26日条例第30号
	昭和48年12月11日条例第44号	昭和49年 9 月21日条例第28号
	昭和50年 3 月18日条例第 5 号	昭和60年 3 月22日条例第 5 号
	昭和60年12月13日条例第32号	昭和62年 6 月25日条例第17号
	昭和62年12月22日条例第32号	昭和63年 3 月24日条例第 8 号
	平成 4 年 3 月30日条例第 2 号	平成13年 3 月19日条例第10号
	平成14年 6 月26日条例第15号	平成14年12月24日条例第35号
	平成18年 9 月25日条例第22号	平成19年 6 月28日条例第13号
	平成22年12月24日条例第27号	平成25年 6 月24日条例第22号
	平成31年 3 月20日条例第 4 号	

(目的)

第 1 条 この条例は、市民が、文化、教養その他社会教育の向上を図るため、図書館法(昭和25年法律第118号)に基づき図書館の設置及び管理について定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

区分	名称	位置
中央図書館	府中市立中央図書館	府中市府中町2丁目24番地
地区図書館	府中市立白糸台図書館	府中市白糸台1丁目60番地
	府中市立西府図書館	府中市西府町1丁目60番地
	府中市立武蔵台図書館	府中市武蔵台2丁目2番地
	府中市立新町図書館	府中市新町1丁目66番地
	府中市立住吉図書館	府中市住吉町1丁目61番地
	府中市立是政図書館	府中市是政2丁目20番地
	府中市立紅葉丘図書館	府中市紅葉丘2丁目1番地
	府中市立押立図書館	府中市押立町5丁目4番地
	府中市立四谷図書館	府中市四谷2丁目75番地

	府中市立片町図書館	府中市片町2丁目17番地
	府中市立宮町図書館	府中市宮町3丁目1番地
	府中市立府中市生涯学習センター 図書館	府中市浅間町1丁目7番地

(昭60条例32・昭62条例17・平13条例10・平19条例13・平25条例22・一部改正)

(開館時間及び休館日)

第3条 中央図書館及び地区図書館の開館時間及び休館日は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、府中市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める場合は、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(昭63条例8・平13条例10・一部改正)

(使用の制限)

第4条 教育委員会は、次の各号の一に該当すると認めるときは、図書館の使用を許可しない。

- (1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又はこれに付属する器具を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他管理上支障があるとき。

(昭63条例8・全改、平13条例10・旧第5条繰上)

(損害賠償)

第5条 図書館の施設及びこれに付属する器具を損傷し、又は滅失した者は、これにより生じた損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

2 図書館の資料その他備品を破損し、汚損し、又は紛失した者は、現品若しくは同等品又は相当の代価をもつて賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(平19条例13・全改)

(府中市図書館協議会)

第6条 図書館法第14条第1項の規定に基づき、府中市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
 - (1) 学校教育及び社会教育の関係者

- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (3) 学識経験を有する者
 - (4) 公募による市民
- 4 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平31条例4・追加)

(管理)

第7条 図書館の管理及び運営について必要な事項は、法令に基づき教育委員会が定めるものとする。

(昭63条例8・一部改正、平13条例10・旧第7条繰上、平31条例4・旧第6条繰下)

付 則

- 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 東京都府中市立図書館設置条例(昭和36年3月府中市条例第7号)は、廃止する。
- 3 この条例施行の際、現に設置されている図書館は、この条例により設置されたものとみなす。

付 則(昭和41年12月27日条例第27号)

この条例は、昭和42年3月1日から施行する。

付 則(昭和44年3月31日条例第13号抄)

- 1 この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

付 則(昭和46年3月31日条例第12号抄)

- 1 この条例は、昭和46年5月1日から施行する。

付 則(昭和47年3月29日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和48年3月31日条例第7号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

付 則(昭和48年6月26日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和48年12月11日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和49年9月21日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和50年3月18日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和60年3月22日条例第5号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則(昭和60年12月13日条例第32号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則(昭和62年6月25日条例第17号)

この条例は、昭和62年10月1日から施行する。

付 則(昭和62年12月22日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和63年6月24日条例第8号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則(平成4年3月30日条例第2号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

付 則(平成13年3月19日条例第10号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、中央図書館の開館時間に関する部分は、平成13年4月18日から施行する。

付 則(平成14年6月26日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成14年12月24日条例第35号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成18年9月25日条例第22号)

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

付 則(平成19年6月28日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年12月1日から施行する。

(供用開始)

2 府中市立宮町図書館の供用開始の日は、教育委員会規則で定める。

付 則(平成22年12月24日条例第27号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

付 則(平成25年6月24日条例第22号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

付 則(平成31年3月20日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年12月府中市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する嘱託員の項の前に次のように加える。

図書館協議会委員	日額 11,000円
----------	------------

別表(第3条)

(平13条例10・追加、平14条例15・平14条例35・平18条例22・平19条例13・平22条例27・一部改正)

図書館の開館時間及び休館日

開館時間及び休館日 館の区分	開館時間	休館日
中央図書館	午前9時から午後10時まで	(1) 第1火曜日。ただし、第1火曜日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。 (2) 第3月曜日及びその翌日。ただし、第3月曜日が休日に当たるときはその翌日後においてその翌日に最も近い休日でない日とし、第3

			月曜日の翌日が休日に当たるときはその日後においてその日に最も近い休日でない日とする。 (3) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
地区図書館(府中市立宮町図書館及び府中市立府中市生涯学習センター図書館を除く。)	午前9時から午後5時まで		(1) 第1月曜日及び第3月曜日。ただし、第1月曜日又は第3月曜日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。 (2) 祝日 (3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで
府中市立宮町図書館	午前9時から午後5時まで		(1) 月曜日。ただし、月曜日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。 (2) 1月1日から1月3日まで、5月3日から5月5日まで及び12月29日から12月31日まで
府中市立府中市生涯学習センター図書館	月曜日から金曜日まで	日曜日、土曜日及び休日	(1) 第1月曜日。ただし、第1月曜日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。 (2) 第3水曜日及びその翌日。ただし、第3水曜日が休
	午前9時から午後7時まで	午前9時から午後5時まで	

			日に当たるときはその翌日 後においてその翌日に最も 近い休日でない日とし、第3 水曜日の翌日が休日に当た るときはその日後において その日に最も近い休日でない 日とする。 (3) 1月1日から1月3日まで 及び12月29日から12月31日 まで
--	--	--	--

備考 この表における「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいい、「祝日」とは、同法に規定する国民の祝日をいう。

○府中市立図書館条例施行規則

平成19年10月30日

教育委員会規則第7号

改正 平成21年7月23日教委規則第8号 平成28年3月18日教委規則第3号

平成31年4月1日教委規則第3号

府中市立図書館条例施行規則(昭和39年6月府中市教育委員会規則第3号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市立図書館条例(昭和39年4月府中市条例第12号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平31教委規則3・一部改正)

(奉仕)

第2条 府中市立図書館(以下「図書館」という。)は、図書館法(昭和25年法律第118号)

第3条の規定による事業及び図書館の設置の目的を達成するため必要な事業を行う。

2 府中市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、前項の事業の実施に際し、当該事業の運営について市民の意見等を反映させるよう努めるものとする。

(図書館資料の貸出しの対象者)

第3条 図書館資料の貸出しを受けることができる者は、市内に居住、通勤若しくは通学をしている者又は府中市との間において市立図書館の相互利用に関する協定等を締結した市に居住する者とする。

2 前項に規定する者のほか、次に掲げる要件を満たす事業所、機関又は団体(以下「団体等」という。)及び府中市立保育所、府中市立学校その他府中市の機関(以下「市の機関等」という。)に図書館資料を貸し出すことができる。

(1) 府中市の区域内に活動の本拠を置き、同区域内を専らその活動の範囲としていること。

(2) 団体等の設立の目的が教育の振興及び文化の向上に寄与するものであること。

(3) 図書館資料の利用により、当該団体等の活動に多大な効果が見込まれ、かつ、その利用に継続性があること。

3 前項の規定による市の機関等への図書館資料の貸出しについては、教育委員会が別に定める。

(平28教委規則3・一部改正)

(利用者の登録)

第4条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、前条第1項の規定による貸出し(以下「個人貸出し」という。)にあっては利用者登録(新規・更新)申込書(第1号様式)、前条第2項の規定による貸出し(以下「団体貸出し」という。)にあっては団体登録(新規・更新)申込書(第2号様式)に、それぞれ必要な書類等を添えて、教育委員会に登録を申し込まなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申込みについて適当と認めるときは、当該申込者を登録し、府中市立図書館利用カード(第3号様式。以下「利用カード」という。)を交付する。

3 前2項に規定する手続は、府中市立中央図書館にあっては、午前9時から午後7時までの間に行うものとする。

4 第2項の規定による登録の有効期間は、登録の日から5年間とする。

5 第2項の規定により登録を受けた者(以下「利用者」という。)が前項の有効期間満了後も引き続き登録を受けようとするときは、有効期間の満了する日までに、利用者登録(新規・更新)申込書又は団体登録(新規・更新)申込書に必要な書類等を添えて、教育委員会に利用者の登録の更新を申し込まなければならない。更新を繰り返す場合も同様とする。

6 第2項から第4項の規定は、前項の利用者の登録の更新について準用する。この場合において、第2項中「前項」とあるのは「第5項」と、「登録し」とあるのは「登録を更新し」と、第4項中「第2項の規定による登録」とあるのは「第6項において準用する第2項の規定により更新した登録」と読み替えるものとする。

(登録内容の変更)

第5条 利用者(更新により登録を受けた利用者を含む。以下同じ。)は、前条第2項の規定により登録した内容に変更があったときは、利用者登録変更届出書(第4号様式)に当該変更内容を明らかにする書類等を添えて、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による届出があった場合において、必要があると認めるときは、既に交付している利用カードの記載内容を変更するものとする。

(利用カードの紛失等)

第6条 利用カードを紛失した者は、利用カード紛失届出書(第5号様式)により速やかに教育委員会に届け出なければならない。

2 第4条第2項の規定は、利用カードの紛失の届出について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第6条第1項」と、「申込み」を「届出」と読み替えるものとする。

3 利用カードが、利用者本人以外によって使用され、図書館資料に係る損害が生じた場合は、その責めは、利用者本人に帰するものとする。ただし、第1項の利用カード紛失届出書が提出されている場合は、この限りでない。

4 利用カードは、他の者に貸与し、又は譲渡してはならない。

(図書館資料の貸出し等)

第7条 図書館資料の貸出しの区分、数量及び期間は、次表のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、図書館資料の貸出しの数量及び期間を変更することができる。

貸出区分	貸出数量		貸出期間
個人貸出し	図書	10冊以内	14日以内
	視聴覚資料	6点以内	7日以内
団体貸出し	図書	350冊以内	3月以内
	視聴覚資料	10点以内	14日以内

2 利用者は、図書館資料の貸出しを受けようとするときは、利用カードの提示により、教育委員会に申し込まなければならない。ただし、図書館資料のうち録音図書の貸出しについては、教育委員会が別に定める。

3 団体貸出しを受けた利用者は、教育委員会からその利用状況の報告を求められたときは、速やかに当該状況を報告しなければならない。

(平28教委規則3・全改)

(貸出し等の制限)

第8条 次に掲げる図書館資料は、貸出しをしないものとする。

(1) 館内利用の表示のあるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に指定する図書館資料

2 教育委員会は、写真等による複写をさせない図書館資料を指定することができる。

(利用中の資料の返還)

第9条 教育委員会は、特に必要と認めるときは、利用者に対し、利用中の図書館資料を返還させることができる。

(未返納者に対する処置)

第10条 教育委員会は、貸出しを受けた図書館資料を貸出期間内に返却しない利用者があるときは、当該利用者に対し、返却に係る督促の通知を行うものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による通知を受けた利用者が通知後もなお当該図書館資料を返却しないときは、その者に係る図書館資料の貸出しを制限することができる。

(学習室等の使用)

第11条 図書館における次に掲げる施設等及びこれらに付属する設備を使用しようとする者は、当該使用に係る番号札の交付を受け、使用を終了する際にこれを係員に返却しなければならない。

- (1) 学習室
- (2) 対面朗読室
- (3) 研究個室
- (4) グループ研究室
- (5) ボランティア活動室
- (6) インターネット端末

2 教育委員会は、前項各号の施設等の使用を制限することができる。

(調査相談)

第12条 図書館を利用する者は、教養、調査研究、レクリエーション等のために必要があるときは、図書館に調査相談を求めることができる。ただし、次に掲げる事項を除くものとする。

- (1) 古書、古文書、美術品等の鑑定及び市場価格の調査
- (2) 法律相談、医療相談等
- (3) 文献の解読及び翻訳
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が不相当と認める事項

2 調査相談を求めようとする者は、文書、口頭、電話又はインターネット等により申し込むものとする。

3 前2項の規定による調査相談に伴う複写、郵送等に係る費用は、当該調査相談を求める者の負担とすることができる。

(子どもへの安全性等の配慮)

第13条 教育委員会は、特に子どもの図書館利用に関し、健全育成及び安全性等に配慮するものとする。

(遵守事項)

第14条 図書館の入館者は、次の掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外に図書館資料を持ち出さないこと。
- (2) 館内において、静粛にし、他人に迷惑を及ぼさないこと。
- (3) 所定の場所以外で喫煙又は飲食をしないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

(寄贈を受けた図書館資料)

第15条 教育委員会は、寄贈を受けた図書館資料があるときは、当該図書館資料が広く市民に供されるよう努めるものとする。

(府中市図書館協議会の運営等)

第16条 条例第6条に規定する府中市図書館協議会(以下「協議会」という。)は、図書館の運営に関し、館長の諮問に応じ審議し、答申するほか、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる。

- 2 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平31教委規則3・追加)

(協議会の会議)

第17条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会の会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(平31教委規則3・追加)

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

(平31教委規則3・旧第16条繰下)

付 則

この規則は、平成19年12月1日から施行する。

付 則(平成21年7月23日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成28年3月18日教委規則第3号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成31年4月1日教委規則第3号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。